

平成30年10月1日より

禁止区域内での客引き行為等が

禁止!!

客引き・勧誘行為のアルバイトに注意!!



条例違反になるばら
やめておけば
よかった



氏名が公表
される!?

5万円の
過料!?

命令に違反すると
過料や氏名等の公表があります。



客引き行為等とは道路・公園等の公共の場所で行う次の行為をいいます。

客引き行為

いわゆるキャッチ

不特定の人の中から、特定の人に対して客となるように誘うこと。

勧誘行為

いわゆるスカウト

不特定の人の中から、特定の人に対して役務(仕事)に従事するように誘うこと。

客待ち行為・勧誘待ち行為

客引き(キャッチ)・勧誘行為(スカウト)をする目的で、人を待つこと。

客引き行為等禁止区域(名古屋駅地区・栄地区・金山地区)では、客引き行為等が禁止されます。

市は違反者に対して、指導・勧告・命令を行います。さらに、命令に違反した場合には、5万円の過料が科される事があります。あわせて、氏名や住所などを市のホームページなどに公表する事があります。

問合せ先

名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課

TEL 052-972-3099 FAX 052-972-4823

禁止区域の詳細等は

名古屋市公式ウェブサイト

客引き 条例

検索